

第2部

第3章

学校、保育所等における食育の推進

第1節

学校における食に関する指導体制の充実

平成17年度から、食に関する専門家として児童生徒の栄養の指導と管理をつかさどることを職務とする栄養教諭が制度化された。学校における食育を推進するためには、栄養教諭を中心に、食に関する指導の全体的な計画に基づき、全教職員が共通理解のもとに連携・協力しつつ指導を展開することが重要である。そのためには、学校栄養職員の栄養教諭への移行などにより栄養教諭のさらなる配置の促進を図ることが必要である。このため、文部科学省においては、平成17年度から、現職の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するための講習会を都道府県で開催している。その結果、全国で多数の学校栄養職員が、栄養教諭免許状を取得している。

公立小・中学校等の栄養教諭については、各都道府県教育委員会が、地域の状況を踏まえつつ、栄養教諭免許状取得者の中から栄養教諭を採用し、配置していくことになっており、平成26年4月1日現在で全都道府県において5,023人が配置されている（図表-38）。このほか、国立大学法人においても附属学校に栄養教諭を配置しており、平成26年4月1日現在で44国立大学法人で76人が配置されている。

平成20年1月の中央教育審議会答申を踏まえ、平成20年6月に学校給食法の改正が行われ、平成21年4月に施行された。具体的には、

図表-38 公立学校栄養教諭の配置状況

年度	配置状況	
17	4道府県	34人
18	25道府県	359人
19	45道府県	986人
20	47都道府県	1,897人
21	47都道府県	2,663人
22	47都道府県	3,379人
23	47都道府県	3,853人
24	47都道府県	4,262人
25	47都道府県	4,624人
26	47都道府県	5,023人

各年度4月1日現在

資料：文部科学省学校健康教育課調べ

法律の目的に「学校における食育の推進」を明確に位置付けるとともに、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うこと、この場合、校長が食に関する指導の全体的な計画の作成を行うことなどが定められた。

また、学習指導要領の改訂、学校給食法の改正を踏まえて、学校における食に関する指導の基本的な考え方や指導方法等を示した「食に関する指導の手引」（平成19年3月作成）を平成22年3月に改訂した。

第2節

学校における食に関する指導内容の充実

学校における食育は、子供が食に関する正しい知識を身に付け、自らの食生活を考え、

望ましい食習慣を実践することができることを目指し、学校給食を活用しつつ、給食の時間はもとより各教科や総合的な学習の時間等において食に関する指導を中心として行われている。

（１）栄養教諭による取組

栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、学校における食育推進の要として、献立作成や衛生管理などの学校給食の管理と学校給食を活用した食に関する指導を一体的に展開することにより、教育上の高い相乗効果をもたらしている。

ア 食に関する指導の連携・調整

各教科等で学習する内容に食は幅広く関わっており、食に関する指導は、学校教育活動全体を通して行うことが重要である。このため、栄養教諭のみならず関係教職員が食に関する指導の重要性を理解し、必要な知識や指導方法を身に付けるとともに、関係する教職員が十分な連携・協力を行うことにより、体系的、継続的に効果的な指導を行うことができる。栄養教諭は、各教科等において指導に携わるだけでなく、学校における食に関する指導の全体的な指導計画の策定に中心的に携わるなど、教職員間の連携・調整の要としての役割を果たしている。

イ 子供への教科・特別活動等における教育指導

食に関する指導は、給食の時間を始めとする特別活動、各教科、道徳、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体の中で体系的、継続的に行われるものであり、その中で栄養教諭はその専門性を生かして、各学級担

任や教科担任等との連携を図りながら積極的に指導を行っている。栄養教諭は学校給食の管理業務を担っていることから、各教科等の授業内容と関連させた献立を作成するなど、学校給食を生きた教材として活用し、効果的な指導を行っている。

平成20年3月には、小学校及び中学校の学習指導要領の改訂が行われ、総則において、「学校における食育の推進」が明確に位置付けられるとともに、家庭科や保健体育科等、関連する各教科等における食育の観点からの記述を充実した。併せて、幼稚園教育要領の改訂も行われ、領域「健康」において、食育の観点からの記述を充実した。

平成21年3月には、高等学校と特別支援学校の学習指導要領の改訂が行われ、その総則において、「学校における食育の推進」が明確に位置付けられるとともに、食育の観点からの記述を充実した。

現在の学習指導要領については、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から全面実施され、高等学校では平成25年度から学年進形で実施されている。また、特別支援学校については、小学校、中学校、高等学校の実施時期に準じて実施されている。

ウ 学校・家庭・地域における栄養教諭を中核とした取組

子供の望ましい食生活の実践を目指して、学校教育活動の中で栄養教諭等による体系的・継続的な指導を実施するとともに、家庭や地域と連携した取組についても特に成果が大きく期待される。

具体的取組としては、保護者会等を通じた食に関する指導、給食便りやパンフレットの配布など家庭と連携した取組、農作業体験などの体験活動、料理教室、給食試食会など地

域と連携した取組、PTAの積極的な取組を促すための働きかけなどの取組があげられる。

文部科学省では、大学や企業、生産者、関係機関等と連携し、食育を通じた学力向上、健康増進、地産地消の推進、食文化理解など食育の多角的効果について検証し、その成果について普及啓発を行うための先進的な食育に取り組むモデル校として「スーパー食育スクール」を全国で33事業（42校）指定した（コラム：「スーパー食育スクール事業」について 参照）。

（2）食に関する学習教材の作成

文部科学省においては、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等における食に関する指導において使用する教材として食生活学習教材を作成し、全国の小学校低学年（小学校1年生）、に配布するとともに、文部科学省のホームページにも掲載しその活用を促進している。

（3）食育を通じた健康状態の改善等の推進

近年、子供の食生活の乱れや健康への影響が生じている背景には、例えば「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という食習慣を始めとした基本的な生活習慣や態度が身に付いていないことが指摘されている。

文部科学省では、食生活の改善のための取組や健康への影響が生じている子供への個別指導など、学校における食育の充実についての実践的な事例を取りまとめた「栄養教諭による食に関する指導実践事例集」を平成21年3月に発行し、学校、教育委員会等に配布した。

また、保護者からの申し出、健康診断、聞

き取り調査等で判明する、肥満、食物アレルギーや偏食等の子供がかかえる個々の問題に適切に対応するために、栄養教諭は、学級担任、養護教諭、学校医等と連携しつつ、保護者と面談等を重ね、子供の食生活に関して、栄養に関する専門性を生かしたきめ細かな指導・助言を行っている。さらに、学校給食においても、子供の状況に応じた対応に努めている。

第3節 学校給食の充実

1 学校給食の現状

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を子供に提供することにより、子供の健康の保持増進、体位の向上を図っている。また、食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において生きた教材として活用することができるものであり、大きな教育的意義を有している。

平成20年6月の学校給食法の改正においては、学校給食の目標について、食育の推進の観点からの見直しが行われ、学校給食が学校教育の一環であるという、従来から持つ意義がより明確となった。併せて、必要な栄養量を始め学校給食を適切に実施するための「学校給食実施基準」や、適切な衛生管理を図るための「学校給食衛生管理基準」を維持されることが望ましい基準として文部科学大臣が定めることが規定され、両基準が法律上に位置付けられた。

学校給食の実施状況としては、平成25年5月現在、小学校では20,629校（全小学校数の99.2%）、中学校では9,167校（全中学校数の